

小児慢性特定疾病指定医申請について

小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請のために必要な診断書（医療意見書）は、都道府県知事や中核市長等の指定を受けた医師（指定医）に限り作成することができます。

指定医になるためには

勤務する（医療意見書を作成する）医療機関の所在地を管轄する都道府県、中核市等への申請が必要です。郡山市内の医療機関に勤務する医師が指定を受ける場合は、郡山市へご申請ください。

都道府県等をまたいで異なる医療機関で医療意見書を作成するためには、それぞれの都道府県等への指定申請が必要となりますのでご注意ください。

なお、指定の有効期間は5年です。5年ごとの更新申請が必要となります。

指定医の要件

以下のいずれかの要件を満たすこと。

- 疾病の診断又は治療に5年以上^{※1}従事した経験があり、関係学会の専門医^{※2}の認定を受けていること。
- 疾病の診断又は治療に5年以上^{※1}従事した経験があり、都道府県等が実施する研修^{※3}を終了していること。

※1 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。

※2 社団法人日本専門医性評価・認定機構が承認している専門医制度による者

※3 郡山市では指定医研修サイト（<https://www.sdtweb.jp/>）のeラーニング研修を利用しています。詳しくは指定医研修サイトをご確認ください。

指定医の職務

- 小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な医療意見書を作成すること。
- 患者データ（医療意見書の内容）を登録管理システムに登録すること。（登録管理システムは開発中であり、運用が開始されるまでは登録の必要はありません。）

郡山市の指定医の申請手続について

1. 以下の書類を郡山市 子育て支援課 母子保健係までご提出ください。

- 小児慢性特定疾病指定医指定申請書
- 経歴書
- 医師免許証の写し（裏面に書換等の記載のある者は、裏面も添付のこと）
- 専門医に認定されていることを証明する書類の写し 又は 研修を修了したことを証明する書類の写し
- （※指定医研修サイトのeラーニング研修を受講した方のみ）修了証への証明願

※ 指定申請書、経歴書、指定医研修サイトの修了証への証明願等の様式は、郡山市ウェブサイトからダウンロードできます。

2. 審査後、郡山市より申請者宛に結果を通知します。

3. 指定を行った指定医氏名及び主たる勤務先医療機関名は郡山市ウェブサイトで公表します。

【申請・問合せ先】

〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号
郡山市子ども総合支援センター（ニコニコ子ども館）
子育て支援課 母子保健係 小児慢性特定疾病 担当
TEL 024-924-3691 FAX 024-933-6665